

使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定運営要綱

(要 旨)

第1条 この要綱は、使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書（以下「協定」という。）

第13条の規定に基づき協定の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(発電所の構内)

第2条 協定第1条第2号、第5号及び第6号並びに第2条に規定する「発電所の構内」

とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）

第1条第2項に基づく浜岡原子力発電所の「管理区域」及び「周辺監視区域」をいう。

(輸送計画の協議)

第3条 協定第6条第2項に規定する輸送計画又は同条第3項に規定する輸送計画の内容

の変更の協議は、様式第1号による使用済燃料輸送（変更）計画書（以下「輸送計画書」

という。）により行うものとする。

(軽微な変更)

第4条 協定第6条第3項ただし書に規定する「軽微な変更」とは、輸送計画書に記載し

た輸送予定年月日の時間及び輸送車両のナンバーをいう。

2 協定第6条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事由」とは、天災地変又は輸送

計画書に記載した輸送に使用する施設の周辺の事故等により、緊急避難の措置を講ずる

必要が生じ、輸送を中止する等の場合をいう。

(放射線の管理)

第5条 協定第7条第1項の規定により行う線量当量率及び放射性物質の密度の測定は、

原子炉建屋入口付近又はキャスク置場において輸送を開始する前並びに岸壁において

運搬船に積載する前にそれぞれ実施するものとする。

2 測定結果の報告は、様式第2号による放射線管理等報告書により行うものとする。

(異常値)

第6条 協定第7条第2項の「異常値」とは、次の表に掲げる値を超えた場合又は超える

おそれのある場合をいう。

測定項目	測定対象	異常値
線量当量率	輸送容器表面	2ミリシーベルト(2,000マイクロシーベルト) 毎時
	輸送容器表面から1メートル離れた位置	100マイクロシーベルト毎時
輸送容器表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出しない放射性物質	4ベクレル毎平方センチメートル
	アルファ線を放出する放射性物質	0.4ベクレル毎平方センチメートル

(輸送終了の連絡)

第7条 協定第8条の規定による輸送終了の連絡は、様式第3号による使用済燃料輸送終了連絡書により行うものとする。

(事故の報告)

第8条 協定第9条第1項の規定による事故の報告は、口頭又は電話による連絡後、様式第4号による使用済燃料輸送事故報告書により行うものとする。

(通報連絡の責任者)

第9条 静岡県、御前崎市及び中部電力株式会社は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡するものとする。

附 則

この要綱は、昭和55年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

<様式第1号>

年 月 日

使用済燃料輸送（変更）計画書

様

住所

氏名

印

使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書第6条第2項（第3項）の規定により、使用済燃料の輸送について次により協議します。

輸送予定年月日	年 月 日 時 分 入港							
	年 月 日 時 分 岸壁出発			年 月 日 時 分 浜岡原子力発電所到着				
	年 月 日 時 分 浜岡原子力発電所出発			年 月 日 時 分 岸壁到着				
	年 月 日 時 分 出港							
輸送数量等	輸送総量		輸送容器数		輸送容器1基当たりの量		燃料体1体当たりの量	
	体 Bq		基		体 Bq		Bq	
使用済燃料の概要	原子炉名	初期濃縮度	平均燃焼度	冷却日数	ウラン総重量	主な核分裂生成物の核種		
		wt%	MWD/T	日以上	kg			
線量当量率等の計画値	容器表面の線量当量率			$\mu\text{Sv/h}$ 以下				
	容器表面から1m離れた位置の線量当量率			$\mu\text{Sv/h}$ 以下				
輸送本部	本部長			副本部長				
輸送事業者名	海上			陸上				
輸送船舶の概要	船舶名	総トン数	トン	所有者		船長名		
輸送車両の概要	車種		ナンバー			最大積載量		トン
車両輸送の方法	輸送隊列			輸送回数		運行速度		
輸送に使用する施設								
備考								

<様式第2号>

放射線管理等報告書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書第7条第1項の規定により、放射線管理等について次のとおり報告します。

1. 輸 送 年 月 日 年 月 日

2. 輸 送 容 器 数 基

3. 放射線管理等記録 別紙「測定記録表」のとおり

測定記録表

1. 容器の形式及び番号 _____ 承認容器番号 _____

2. 線量当量率及び放射性物質の密度

(1) 原子炉建屋入口又はキャスク置場

項目 測定点	線量当量率 ($\mu\text{Sv/h}$)				放射性物質の密度 (Bq/cm^2)		備考
	表面		l m		α 以外	α	
	γ	n	γ	n			
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
最高個所							

線量当量率 測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

放射性物質の密度 採取日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

(2) 岸壁

項目 測定点	線量当量率 ($\mu\text{Sv/h}$)				放射性物質の密度 (Bq/cm^2)		備考
	表面		l m		α 以外	α	
	γ	n	γ	n			
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
最高個所							

線量当量率 測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

放射性物質の密度 採取日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

3. 容器表面温度

(1) 原子炉建屋入口又はキャスク置場

項目 測定点	温度 ($^{\circ}\text{C}$)	備考
①	()	外気温度 _____ $^{\circ}\text{C}$ () は外気温度を 38°C に換算した温度。
②	()	
③	()	
④	()	
⑤	()	
⑥	()	
⑦	()	
⑧	()	

測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

(2) 岸壁

項目 測定点	温度 ($^{\circ}\text{C}$)	備考
①	()	外気温度 _____ $^{\circ}\text{C}$ () は外気温度を 38°C に換算した温度。
②	()	
③	()	
④	()	
⑤	()	
⑥	()	
⑦	()	
⑧	()	

測定日時 _____ 年 月 日 時 分～ 時 分

測定点説明図

別図のとおり

4. 容器漏洩率

原子炉建屋内

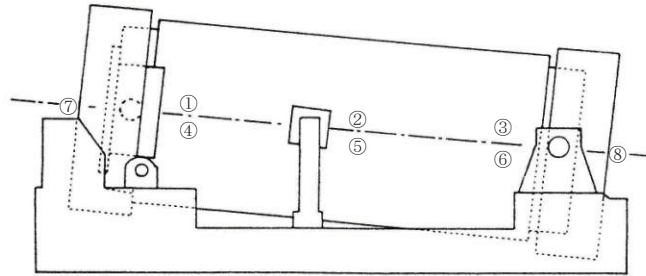
漏洩率 (cm^3/s)	
--------------------------------	--

測定日 _____ 年 月 日

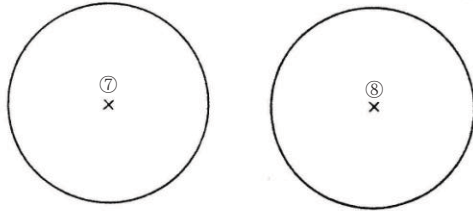
別図

測定点説明図

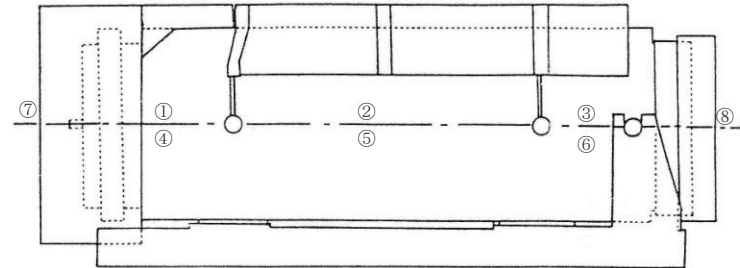
(1) HZ-75T 型の場合



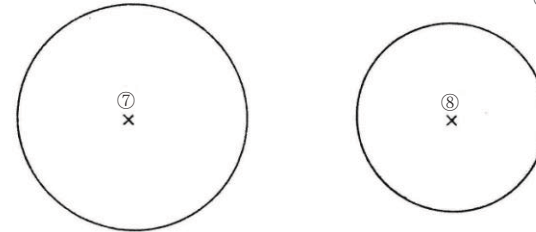
④⑤⑥は反対側



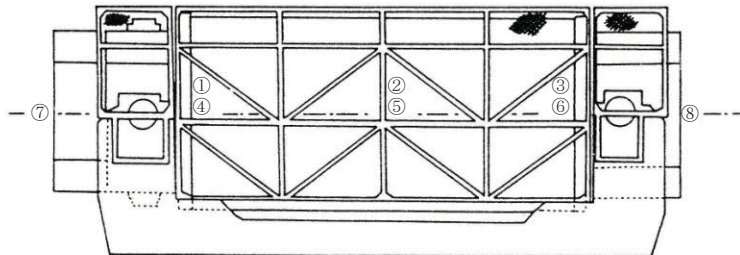
(3) EXCELLOX-3B/3 型の場合



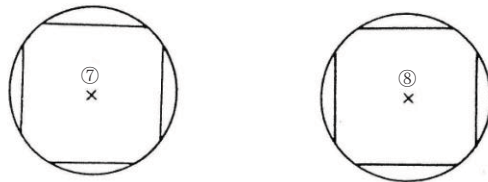
④⑤⑥は反対側



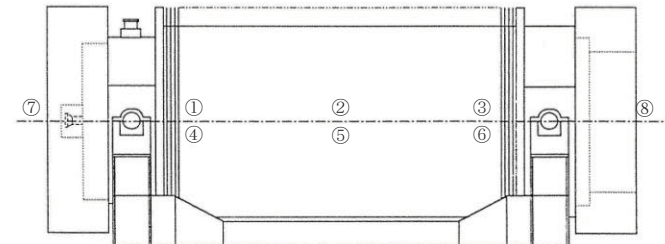
(2) TN-17 型の場合



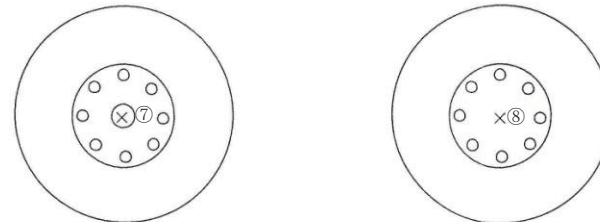
④⑤⑥は反対側



(4) NFT 型の場合 (NFT-38B 型、NFT-32B 型、NFT-22B 型、NFT-12B 型)



④⑤⑥は反対側



<様式第3号>

使用済燃料輸送終了連絡書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付で協議した使用済燃料の輸送は下記のとおり終了したので、使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書第8条の規定に基づき連絡します。

輸 送 年 月 日	年 月 日 時 分 入 港	
	年 月 日 時 分 岸 壁 出 発	
	年 月 日 時 分 浜 岡 原 子 力 発 電 所 到 着	
	年 月 日 時 分 浜 岡 原 子 力 発 電 所 出 発	
	年 月 日 時 分 岸 壁 到 着	
	年 月 日 時 分 出 港	
輸 送 数 量 等	輸 送 容 器 基	燃 料 体 数 体
	放 射 能 強 度 Bq	ウ ラ ン 総 重 量 kg
備 考		

<様式第4号>

使用済燃料輸送事故報告書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

使用済燃料の輸送の安全確保に関する協定書第9条第1項の規定により、事故の発生について次のとおり報告します。

発生年月日・時間	
発 生 場 所	
事 故 の 種 類	
概 況	
措 置 の 内 容	